

4 千歳市の利用調整基準（2号・3号認定子ども）

○ 千歳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準

教育・保育給付認定申請で特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を上回る応募があった場合は、市はあらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

（1）優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

ア 基本点数

国が子ども・子育て支援法施行規則で規定する保育を必要とする事由に従い設定します。

- ① 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定します。

イ 調整点数

保育の代替手段、世帯の状況、就労状況、きょうだいの状況に応じて加点・減点します。

ウ 同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断します。

（2）基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等
①就労（内定中の場合も含む）		100	月実働 160 時間以上就労している。（1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上）
		90	月実働 140 時間以上 160 時間未満就労している。（1 日 7 時間以上かつ月 20 日以上）
		80	月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している。（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上）
		70	月実働 100 時間以上 120 時間未満就労している。（1 日 5 時間以上かつ月 20 日以上）
		60	月実働 75 時間以上 100 時間未満就労している。（1 日 5 時間以上かつ月 15 日以上）
		50	月実働 48 時間以上 75 時間未満就労している。（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）
②妊娠・出産		100	母が出産又は出産予定日の前後 2 か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病など	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳 1～2 級、及び精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A の交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B・C の交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護（介護）が必要であり、月 160 時間以上の保育が困難である。（1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合）
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。（1 日 5 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合）
		50	入院、通院、通所の付添のため、月 48 時間以上の保育が困難である。（1 日 4 時間以上で月 12 日以上付添が必要な場合）
⑤災害・復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		30	求職中（就労先未定）である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育休継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。（千歳市独自規定）
⑩その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

- （注）※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
 ※ 就労時間には休憩時間を含むものとします。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断します。（ ）内の 1 日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とするものです。
 ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。

※ 就労状況及び求職活動の事由に居宅内就労、居宅外就労の区別はせず、同一の取扱いとします。

(3) 調整点数表

区 分	内 容	調整 点数
① 保育の代替手段	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児で連携施設を希望する場合	+200
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児で連携施設を希望しない場合	+150
	産後休業後、育児休業後、復職時に申込みする場合	+20
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合 ※1	+200
② 世 帯 状 況	ひとり親世帯である場合	+20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	+50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	+30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	+20
	精神または身体に障がいを持っている同居親族がいる世帯	+10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	+10
③ 就 労 状 況	雇用主が保護者または配偶者の親族である場合	-5
	父母のうちいずれかが単身赴任	+10
	千歳市へ転入後、同一雇用先で就労する必要があると認められる場合	+20
④ きょうだいの状況	既に保育の必要性の認定を受けているきょうだいが保育施設等を利用している場合 ※2	+50
	きょうだいと同時に申込みをする場合	+10
	第3子以降の申込みをする場合	+10
⑤ 転 園	年度当初	+10
	転居・兄弟が別な園に在籍している等、転園希望が妥当と判断される場合	+10
	認可保育所において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合 ※3	+180
⑥保育士資格等を有し、市内の認可保育施設等に就労中又は就労予定の場合	月実働 140 時間以上就労している。（1日7時間以上かつ月20日以上）	+45
	月実働 48 時間以上 140 時間未満就労している。（1日4時間以上かつ月12日以上）	+40

※1 同一園内の認定変更であっても、市への申請が必要です（入所調整の対象となります）。
2号認定へ変更を希望する児童にのみ当該調整点数を適用します。

※2 「既に保育の必要性の認定を受けている」とは、申請児童の入所希望日時点において、きょうだいが既に2・3号認定または、新2・3号認定を受けている場合。

※3 認可保育所等が連携施設（受入機能を持つものに限る。）になっていて、当該連携施設を希望する場合を含みます。

(4) 同一点数時の順位表

順 位	内 容
1	千歳市民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	過去の当該児童の申請において、育児休業延長の許容の申し出が無い世帯
6	市民税所得割額の低い世帯

（備考）

- 「利用調整基準」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第4項の規定に基づく、利用調整に係る基準です。
- 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に規定する事由によります。
- 「特定教育・保育施設」とは、認定こども園、保育所及び新制度に移行した幼稚園をいいます。
また、「特定地域型保育事業」とは、小規模保育、事業所内保育（地域枠）、家庭的保育及び居宅訪問型保育をいいます。